

厚木市と海老名市における広域連携の強化に関する協定書

厚木市及び海老名市（以下「両市」という。）は、阿夫利の高嶺と相模川の流れに育まれ、今日まで目覚ましい発展を遂げてきた一方で、複雑化・多様化する行政課題が散見される状況を踏まえ、両市の地域（以下「厚木・海老名地域」という。）における広域連携の取組を強化し、両市の課題解決に向けた架け橋となることを目指して、次のとおり協定を締結する。

（名称）

第1条 本協定は、架け橋協定（以下「協定」という。）と称する。

（目的）

第2条 本協定は、両市が厚木・海老名地域を一つの広域的な行政圏域として捉え、これまで以上の緊密な相互連携を通じて、様々な分野における行政課題の解決に取り組むほか、相模川を軸とした地理的なつながりをいかした質の高い行政サービスの提供に向けて取り組むことにより、厚木・海老名地域全体の活性化を図り、将来にわたって発展し続ける魅力あふれる地域社会の創造に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第3条 両市は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携して取り組むものとする。

- （1） あつぎ鮎まつり花火大会における河原口高水敷「（仮称）スポーツ・コミュニティ広場」の活用等に関すること。
- （2） 災害時における連携等に関すること。
- （3） デジタル技術の活用、人材育成、行政改革等、様々な分野における行政課題の解決及び行政サービスの向上に関すること。
- （4） その他厚木・海老名地域の活性化及び発展に関すること。

2 両市は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施し、及び促進するため、厚木市・海老名市広域行政研究会（以下「研究会」という。）において定期的に協議を行うものとする。

3 第1項各号に掲げる事項に係る連携に当たっては、両市の広域連携所管課がその窓口となるものとする。

4 第1項各号に掲げる事項に係る具体的な取組内容、実施方法、費用負担その他の条件については、別途取り決めるものとする。

（協定の変更）

第4条 両市のいずれかが本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度研究会において協議の上、変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 両市は、本協定の実施を通じて知り得た秘密について、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、研究会において協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市の首長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年8月19日

厚木市中町三丁目17番17号

厚木市長

山口貴裕

海老名市勝瀬175番地の1

海老名市長

内野 優